

株式会社三條機械製作所

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間：2023年4月1日から2025年3月31日までの2年間

2. 内 容：

目標1	【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 数値目標】 女性を役職に1人以上新規に昇進させる
対策	2023年4月～ 人事制度、評価基準等の見直しを実施 2023年4月～ 階層別研修を実施し、候補となる女性を参加させる 2024年4月～ 新人事制度、評価基準等を運用開始

目標2	【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 数値目標】 毎年女性を1名以上、新規採用または正社員登用する
対策	2023年4月～計画期間内に、新卒・中途採用を併せて女性を1人以上採用する 2023年4月～計画期間内に契約社員から正社員へ女性を1人以上登用する 2023年4月～女性の配属が少なかった技術職へ女性を積極的に採用する

目標3	【職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備 数値目標】 計画期間内に、男性の育児休業(通算28日以上)の取得率30%以上を目指す
取組内容	2023年4月～制度の詳細を社内報、パンフレット等で社員へ周知する

以 上